

令和3事務年度 国税庁実績評価の概要

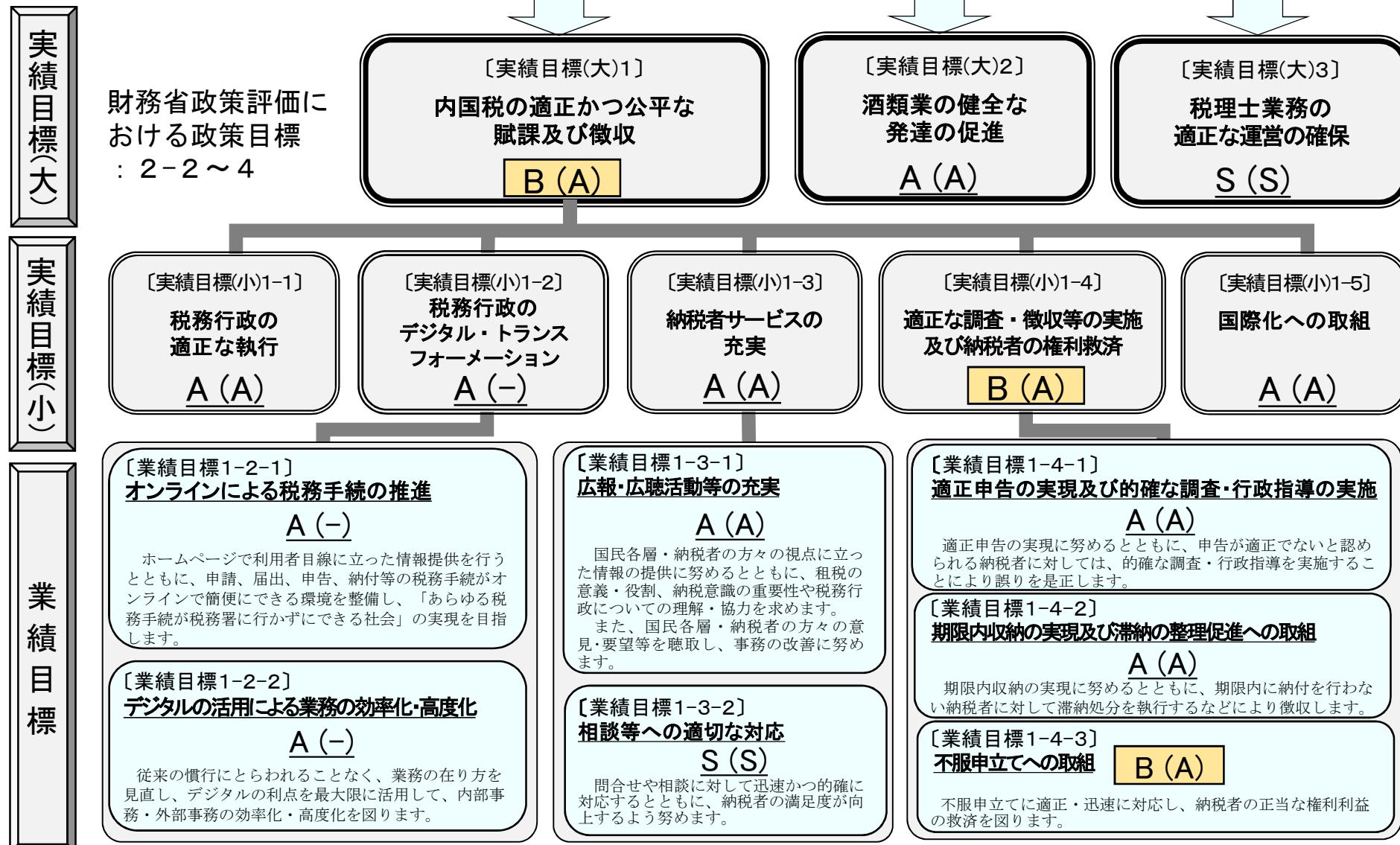
1. 国税庁の実績評価制度	1
2. 令和3事務年度の実績目標の評定一覧	2
(参考1) 評定基準(評価マニュアル)	3
(参考2) 令和3事務年度の評価における留意点	4
3. 令和2事務年度及び令和3事務年度における評定ごとの集計結果	5
4. 令和3事務年度の目標及び施策ごとの評定結果	6
5. 評定が前事務年度と異なる目標とその評定理由等	9
(参考1) 目標達成度以外の要素を勘案して評価した測定指標の判定理由等	10
(参考2) 適切な理由を付して評定を行った事項(業績目標1-2-1)	16
(参考3) 令和3事務年度 デジタル化に関する主な取組	17

1. 国税庁の実績評価制度

- (1) 財務大臣は、中央省庁等改革基本法第16条第6項第2号の規定に基づき、国税庁長官にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、国税庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表することとしています。
- (2) 国税庁の実績評価は、「政策評価に関する基本計画」(平成30年3月財務省策定、平成31年3月改訂)に基づき、財務省が行う政策評価に準じて行うこととされています。国税庁の事務が事務年度(7月1日から翌年6月30日)で実施されていることに鑑み、事務年度を計画期間とし、前事務年度の6月末までに実施計画を策定し、翌事務年度の10月頃に評価書を作成しています。
- (3) 国税庁の実績評価においては、いわゆるPDCAサイクルを通じて効率的で質の高い行政を確実に実行していくとともに、国民に対する分かりやすい説明に努めています。こうした観点から、国税庁の実績評価については、評価の客觀性と質を高めるために、有識者の方々からなる「財務省政策評価懇談会」を開催し、ご意見をいただいています。

2. 令和3事務年度の実績目標の評定一覧

国税庁の使命 「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」



* 各目標の符号は令和3事務年度の評定。()は令和2事務年度の評定。(-)は、目標体系の見直しにより令和3事務年度に新たに設定した目標であるため、令和2事務年度の評定がないもの。□は令和2事務年度と異なる評定となったもの。評定は、S+、S、A、B、Cの5段階。

【参考1】評定基準(評価マニュアル)

施策の評定		下位に目標がない目標の評定	下位に目標がある目標の評定
1 「s+ 目標超過達成」 (①及び②をともに満たす場合) ① 主要な測定指標の実績値に、目標値を大幅に上回っているものがある。 例：実績値が目標値の120%を超過している場合 ② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。		<p>下位に目標がない目標の評定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績目標(大) 2, 3 ・実績目標(小) 1-1, 1-5 ・業績目標1-2-1, 1-2-2, 1-3-1, 1-3-2, 1-4-1~1-4-3 	<p>下位に目標がある目標の評定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績目標(大) 1 ・実績目標(小) 1-2, 1-3, 1-4
2 「s 目標達成」 (①から③までの全てを満たす場合) ① 主要な測定指標の実績値に、目標値を大幅に上回っているものがない。 ② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。 ③ 測定指標以外で「s 目標達成」と言い難い特段のネガティブな事情がない。		<p>1 「S+ 目標超過達成」 施策の評定が「s+」又は「s」であり、かつ、一つ以上が「s+」 (例) 施策① s+ 施策② s 施策③ s</p> <p>2 「S 目標達成」 施策の評定が全て「s」 (例) 施策① s 施策② s 施策③ s</p> <p>3 「A 相当程度進展あり」 施策の評定が全て「a」、又は「s」と「a」のみ (例) 施策① s 施策② s 施策③ a</p> <p>4 「B 進展が大きくない」 施策の評定に「b」があり、かつ、「c」がない (例) 施策① s 施策② a 施策③ b</p>	<p>1 「S+ 目標超過達成」 下位の目標の評定が「S+」又は「S」であり、かつ、一つ以上が「S+」 (例) 下位の目標① S+ 下位の目標② S 下位の目標③ S</p> <p>2 「S 目標達成」 下位の目標の評定が全て「S」 (例) 下位の目標① S 下位の目標② S 下位の目標③ S</p> <p>3 「A 相当程度進展あり」 下位の目標の評定が全て「A」、又は「S」と「A」のみ (例) 下位の目標① S 下位の目標② S 下位の目標③ A</p> <p>4 「B 進展が大きくない」 下位の目標の評定に「B」があり、かつ、「C」がない (例) 下位の目標① S 下位の目標② A 下位の目標③ B</p> <p>5 「C 目標に向かっていない」 下位の目標の評定に「C」がある</p>
3 「a 相当程度進展あり」 (①及び②をともに満たす場合) ① 施策に係る主要な測定指標が全て「○」又は「△」(注1)である。 ② 施策に係る測定指標に一つでも「△」又は「×」(注2)があるか、全ての測定指標が「○」で上記③の事情がある。			<ul style="list-style-type: none"> (例) 下位の目標① S 下位の目標② S 下位の目標③ A
4 「b 進展が大きくない」 (①及び②をともに満たす場合) ① 施策に係る主要な測定指標に一つでも「×」がある。 ② 「c 目標に向かっていない」に該当しない。		<p>※ ただし、「b」とされた施策が一部にとどまり、かつ他の施策の重要性が高いような場合には、「評価の理由」欄で適切な理由を付した上で「A」とすることができる。</p>	
5 「c 目標に向かっていない」 主要な測定指標の実績値が、目標値から大きく乖離している場合 例：実績値が目標値の50%を下回っている場合		<p>5 「C 目標に向かっていない」 施策の評定に「c」がある (例) 施策① s 施策② a 施策③ c</p>	

(注)1 測定指標の「△」は、定量的測定指標においては、原則として、目標値と実績値の差が1%以下の場合、定性的測定指標においては、目標達成に近いが、達成したとまでは言えない場合とする。

2 実績値が目標値未満となった場合において、やむを得ない事情による外観上の未達成の場合には、「○」とした上で事情を説明する方法も認められる。

【参考2】令和3事務年度の評価における留意点

令和3事務年度の評価においては、新型コロナウイルス感染症の影響が継続したことから、実施計画で設定した測定指標の目標値によって施策を評価することが適切でないと考えられるものがあります。

このため、感染症の影響といったやむを得ない事情により目標未達成となつた測定指標については、目標値に対する実績値の達成状況のみによって評価するのではなく、代替として実施した測定指標に係る事務以外の事務の実施状況など、上位目標に沿つて実施した取組等を総合的に勘案して評価を行っています。

こうした方法によって評価を行つた測定指標については、評価書の「実績及び目標の達成度の判定理由」欄（本資料では10～15ページ）に、その理由などの詳細を記載しています。

《参考》令和3事務年度 国税庁実績評価実施計画「5. 事前分析表の作成」注書き

国税庁の業務は、納税者や税理士、関係民間団体など、外部との接触や連携を要する業務が多くあります。令和3事務年度においても新型コロナウイルス感染症の影響下にあることが想定される中、その影響を考慮した適切な目標値の設定が困難な指標については、令和2事務年度の目標値を据え置いているものがあります。

令和3事務年度のこうした測定指標については、今後の感染症の状況によっては、その目標値によって施策を評価することが適切でなくなることがあり得るため、その場合には、評価時における測定指標としての取扱いを変更する可能性があります。

3. 令和2事務年度及び令和3事務年度における評定ごとの集計結果

評定区分		実績目標(大)		実績目標(小)		業績目標	
		2事務 年度	3事務 年度	2事務 年度	3事務 年度	2事務 年度	3事務 年度
S+	目標超過達成	0	0	0	0	0	0
S	目標達成	1	1	0	0	1	1
A	相当程度進展あり	2	1	4	4	5	5
B	進展が大きくない	0	1	0	1	0	1
C	目標に向かっていない	0	0	0	0	0	0
合 計		3	3	4	5	6	7

4. 令和3事務年度の目標及び施策ごとの評定結果

【実績目標(大)1】内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収 ①

実績目標・業績目標・施策			評定	
			2事務年度	3事務年度
【実績目標(大)1】内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収			A	B
【実績目標(小)1-1】税務行政の適正な執行			A	A
施策	(1)	関係法令の適正な適用と迅速な処理	s	s
	(2)	税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等	a	a
	(3)	守秘義務の遵守	a	a
	(4)	職員研修の充実	s	s
【実績目標(小)1-2】税務行政のデジタル・トランスフォーメーション			(新設)	A
【業績目標1-2-1】オンラインによる税務手続の推進			(新設)	A
施策	(1)	オンライン申告の推進	a	b
	(2)	マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組	s	s
	(3)	利用者目線に立った情報提供	(新設)	a
	(4)	キャッシュレス納付の推進	s	s
	(5)	申請・届出等の合理化・デジタル化	(新設)	a
【業績目標1-2-2】デジタルの活用による業務の効率化・高度化			(新設)	A
施策	(1)	内部事務のセンター化の推進	(新設)	a
	(2)	照会等のオンライン化の推進	(新設)	a
	(3)	データ活用等による税務執行の効率化・高度化	(新設)	a
【実績目標(小)1-3】納税者サービスの充実			A	A
【業績目標1-3-1】広報・広聴活動等の充実			A	A
施策	(1)	国民各層・納税者の方々への広報活動の充実	a	s
	(2)	租税に関する啓発活動	a	a
	(3)	関係民間団体との協調関係の推進	s	s
	(4)	地方公共団体との協力関係の確保	s	s
	(5)	国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応等	s	s
【業績目標1-3-2】相談等への適切な対応			S	S
施策	(1)	納税者からの相談等への適切な対応	s	s
	(2)	納税者からの苦情等への迅速・適切な対応	s	s
	(3)	改正消費税法への対応	s	s

(注)1 評定は、「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階です。

2 (色付き)は前年と異なる評定です。

3 欄外の※の3事務年度の評定理由は、9ページで説明しています。6

※

4. 令和3事務年度の目標及び施策ごとの評定結果

【実績目標(大) 1】内国税の適正かつ公平な賦課及び徵収 ②

実績目標・業績目標・施策	評 定		
	2事務年度	3事務年度	
【実績目標(小)1-4】適正な調査・徵収等の実施及び納税者の権利救済	A	B	※
【業績目標1-4-1】適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施	A	A	
施策	(1) 有効な資料情報の収集	a	a
	(2) 的確な調査事務の運営	a	a
	(3) 社会・経済状況に対応した調査への取組	a	a
	(4) 惠質な脱税者に対する査察調査の実施	a	a
【業績目標1-4-2】期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組	A	A	
施策	(1) 期限内収納の実現に向けた各種施策の実施	s	s
	(2) 滞納を未然に防止するための取組	s	s
	(3) 効果的・効率的な徵収事務の運営	a	a
	(4) 滞納の整理促進への取組	s	s
	(5) 厚生労働大臣から委任される年金保険料の徵収	s	s
【業績目標1-4-3】不服申立てへの取組	A	B	※
施策	(1) 不服申立ての適正・迅速な処理	a	b
	(2) 裁決事例の公表の充実	s	s
【実績目標(小)1-5】国際化への取組	A	A	
施策	(1) 税務当局間の要請に基づく情報交換	s	s
	(2) 共通報告基準(C R S)に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施	s	s
	(3) 国別報告事項(C b C R)の情報交換の的確な実施	s	s
	(4) 相互協議事案の適切・迅速な処理	s	s
	(5) 外国税務当局との知見の共有	s	s
	(6) 開発途上国に対する技術協力	a	a

(注)1 評定は、「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階です。

2 (色付き)は前年と異なる評定です。

3 欄外の※の3事務年度の評定理由は、9ページで説明しています。

4. 令和3事務年度の目標及び施策ごとの評定結果

【実績目標(大)2】酒類業の健全な発達の促進

【実績目標(大)3】税理士業務の適正な運営の確保

実績目標・業績目標・施策		評 定	
		2事務年度	3事務年度
【実績目標(大)2】酒類業の健全な発達の促進		A	A
施 策	(1) 日本産酒類の輸出促進の取組	a	a
	(2) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応	s	s
	(3) 酒類の公正な取引環境の整備	s	s
	(4) 構造・経営戦略上の問題への対応	s	s
	(5) 独立行政法人酒類総合研究所との連携	s	s
	(6) 20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進	s	s
	(7) 酒類に係る資源の有効な利用の確保	s	s

実績目標・業績目標・施策		評 定	
		2事務年度	3事務年度
【実績目標(大)3】税理士業務の適正な運営の確保		s	s
施 策	(1) 税理士会等との連絡協調の推進	s	s
	(2) 税理士等に対する指導監督の的確な実施	s	s
	(3) 書面添付制度の普及・定着に向けた取組	s	s

(注) 評定は、「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階です。

5. 評定が前事務年度と異なる目標とその評定理由等

目 標	評定結果		評定理由等
	2事務年度	3事務年度	
【業績目標1-4-3】 不服申立てへの取組	A 相当程度進展あり	B 進展が大きくない	<p>令和2年度においては、全ての施策の評定が「s 目標達成」又は「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」となりました。</p> <p>令和3年度は、2つの施策のうち、1つの施策の評定は「s 目標達成」でしたが、もう1つの施策「不服申立ての適正・迅速な処理」の評定が「b 進展が大きくない」であったことから、「B 進展が大きくない」としました。</p> <p>令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、審査請求との面談日程や意見書の提出期限について柔軟に対応しつつ、2,282件を処理しました。一方、審査請求から1年以内に処理した件数は1,608件で、当該施策の測定指標である「審査請求の1年以内の処理件数割合」は70.5%となり、新型コロナウイルス感染症の影響等のやむを得ない事情によって調査・審理が中断等した期間を除いて算出しても92.6%と、目標値95%を下回ったことから、達成度は「×」、当該施策の評定を「b」としました。</p> <p>(注) 令和2年度の1年以内の処理件数割合は83.5%でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して算出すると96.9%となり、目標値を上回っていたことから、達成度は「○」、当該施策の評定を「a」としました。</p> <p>審査請求事件の中には、経済社会の国際化・デジタル化の進展等を背景とした複雑困難な事件などもあり、十分な調査・審理を尽くした上で適正な裁決を行うためには時間を要する場合もありますが、裁決が不服申立手続における行政機関の最終判断であることを踏まえ、今後も審査請求人がその主張を尽くすことができるよう配意しつつ、進行管理の徹底を図り、適正・迅速な処理に努めていきます。</p>

(注) この業績目標の上位目標である①実績目標（大）1 「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」及び②実績目標（小）1-4 「適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済」については、当該評定を踏まえ、評定の手順に従って「B 進展が大きくない」としました。

(参考1) 目標達成度以外の要素を勘案して評価した測定指標の判定理由等 ①

目標	測定指標	目標	実績	判定	判定理由等
【業1-3-1】広報・広聴活動等の充実	[業1-3-1-2-A-4]租税史料室（税務情報センター）見学者の満足度	95%	93.4 %	○	<p>租税史料室（税務情報センター）では、従来、見学者の方々には、個々のレベルに応じた研究調査員によるきめ細かな説明や見学時間に合わせた説明内容の工夫等を行ってきたところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、見学時間の制限や研究調査員による対面説明の休止（音声ガイド器による説明）など、見学者に対するサービスの制限をせざるを得ない状況となりました。</p> <p>一方、このような状況の中、遠方の利用者や社会全体の行動抑制などから見学を控えている方などの利便性の向上策として、令和3年度特別展示の内容を展示開始と同時にホームページに掲載するとともに、同特別展示の内容を紹介するインターネット番組（Web-TAX-TV）を制作し、令和4年1月末から国税庁ホームページ及び動画共有サイト（YouTube）にて配信するなどの取組を行いました。</p> <p>上位評価の割合は93.4%となり、実績値が目標値を下回りましたが、これについて、上記のとおり新型コロナウイルス感染症の影響というやむを得ない事情により見学者のニーズを踏まえた対応が十分にできなかつたことが要因の一つと考えられること、また、特別展示について広く国民各層・納税者の方々にご覧いただけるよう、ホームページへの掲載、Web-TAX-TVの制作、YouTubeによる配信などの取組を実施したことなどを総合的に勘案し、達成度は「○」としました。</p>
【業1-4-1】適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施	[主] [業1-4-1-2-A-1]調査関係事務の割合	65%	59.9 %	○	<p>令和2事務年度に引き続き、課税調査について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から納税者の状況に配意した上で実施しました。特に感染拡大状況下においては、課税調査を抑制的に実施しました。また、オミクロン株による感染の急速な拡大状況を踏まえ、令和3年分の確定申告につき、新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な者については、令和4年4月15日までの間、簡易な方法により申告期限・納付期限を延長申請することができることとしたため、当該対応の影響もあり、調査関係事務の割合は59.9%と目標値を下回りました。</p> <p>しかしながら、申告事績や資料情報等の各種データの分析等により、大口・悪質な納税者を的確に選定した上で、納税者の状況に配意しつつ、調査必要度の高い納税者に対して重点的に事務量を投下し、深度ある調査を実施しました。その結果、実地調査による調査1件当たりの申告漏れ所得金額や追徴税額は、コロナ禍前の事績を上回りました。</p> <p>一方で、それ以外の納税者に対しては、書面郵送・電話連絡による行政指導等により幅広く接触するなど、限られた人的資源等をバランスよく配分するとともに、事案に応じた適切な調査体制の編成、的確な進行管理を行うことにより、効果的・効率的な調査事務運営を推進しました。</p> <p>こうした「的確な調査事務の運営」に資する事務を実施したことを総合的に勘案して、達成度は「○」としました。</p>

(注)1 上記の判定は、評価マニュアルの「やむを得ない事情による外観上の未達成の場合には、○とした上で事情を説明する方法も認められる。」との規定によっています。

2 「判定理由等」欄の記載は、評価書の「目標の達成度の判定理由」欄の記載を引用しています。

(参考1)目標達成度以外の要素を勘案して評価した測定指標の判定理由等 ②

目標	測定指標	目標	実績	判定	判定理由等
【業1-4-1】適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施	[主] [業1-4-1-2-A-2] 調査関係事務に占める深度ある調査に係る事務の割合	50%	43.1 %	○	<p>令和2事務年度に引き続き、課税調査について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から納税者の状況に配意した上で実施しました。特に感染拡大状況下においては、課税調査を抑制的に実施しました。また、調査を抑制していた期間においては、電話連絡や書面郵送により是正可能な納税者に対する行政指導等を積極的に実施していたことから、調査関係事務に占める深度ある調査に係る事務の割合は43.1%と目標値を下回りました。</p> <p>しかしながら、調査を抑制していた期間においても、申告事績や過去の調査事績、各種資料情報等のデータを活用した納税者管理の精緻化や事案選定など「深度ある調査」に資する事務を実施したことを総合的に勘案して、達成度は「○」としました。</p>
	[主] [業1-4-1-2-A-4] 調査関係事務に占める深度ある調査に係る事務の割合 (調査課分)	80%	75.1 %	○	<p>令和2事務年度に引き続き、課税調査（調査課分）について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から納税者の状況に配意した上で実施しました。特に感染拡大状況下においては、課税調査を抑制的に実施しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、臨場・対面の回数や時間を必要な範囲で最小限とする「臨場・対面抑制型調査」、帳簿データの取得、及び納税者の理解と協力の下、納税者のWeb会議システム等を活用するなど、様々な工夫を凝らして深度ある調査に取り組みました。他方、調査を抑制していた期間においては、電話連絡や書面郵送により是正可能な納税者に対する行政指導等も積極的に実施していたことから、調査関係事務に占める深度ある調査に係る事務の割合は75.1%と目標値を下回りました。</p> <p>しかしながら、調査を抑制していた期間においても、調査必要度の高い納税者の抽出のために、申告内容や各種情報等のデータ分析に取り組み、「深度ある調査」に資する事務を実施したことを総合的に勘案して、達成度は「○」としました。</p>

(注) 1 上記の判定は、評価マニュアルの「やむを得ない事情による外観上の未達成の場合には、○とした上で事情を説明する方法も認められる。」との規定によっています。

2 「判定理由等」欄の記載は、評価書の「目標の達成度の判定理由」欄の記載を引用しています。

(参考1)目標達成度以外の要素を勘案して評価した測定指標の判定理由等 ③

目標	測定指標	目標	実績	判定	判定理由等
【業1-4-2】期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組	[主] [業1-4-2-3-A-1] 滞納整理事務の割合	80%	78.5 %	○	<p>令和2事務年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難となった納税者からの猶予等の相談や猶予申請への対応を最優先し滞納整理を抑制したことにより、滞納整理に投下する事務量が減少しました。</p> <p>このため、令和3事務年度の滞納整理事務の割合は78.5%となり、目標値を下回ったものの、その要因は新型コロナウイルス感染症の影響というやむを得ない事情によるものであり、また、事務量を納税緩和制度の適用に最優先に投下したことは、上位目標の実績目標(小)1-4「適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済」の趣旨に沿った対応であることも踏まえ、達成度は「○」としました。</p>
	[業1-4-2-3-A-2] 集中電話催告センター室における催告回数	2,000 千回	1,864 千回	○	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難となった納税者からの猶予等の相談を受け付けるため、集中電話催告センター室の機能の一部を「国税局猶予相談センター」に切り替えて運用し、猶予制度に関する相談に対応した結果、令和3年7月から令和4年6月までに合計86千件の納付相談を受け付けました。このほか、集中電話催告センター室では、特例猶予の期限が到来する納税者に対し、期限到来前にはがき等により連絡し、新型コロナウイルス感染症の影響等により納付が困難という場合には、既存の猶予制度を案内する、といった取組を行いました。</p> <p>こうした取組もあり、令和3事務年度の催告回数は1,864千回となり目標値を下回ったものの、その要因は新型コロナウイルス感染症の影響というやむを得ない事情によるものであり、また、集中電話催告センター室の機能の一部を「国税局猶予相談センター」に切り替えて運用したことは、上位目標の実績目標(小)1-4「適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済」の趣旨に沿った対応であることも踏まえ、達成度は「○」としました。</p>

(注) 1 上記の判定は、評価マニュアルの「やむを得ない事情による外観上の未達成の場合には、○とした上で事情を説明する方法も認められる。」との規定によっています。

2 「判定理由等」欄の記載は、評価書の「目標の達成度の判定理由」欄の記載を引用しています。

(参考1)目標達成度以外の要素を勘案して評価した測定指標の判定理由等 ④

目標	測定指標	目標	実績	判定	判定理由等
【業1-5-6】開発途上国に対する技術協力	[主] [業1-5-6-A-1] 開発途上国に対する技術協力の満足度（受入研修）	95%	93.3 %	○	<p>前年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で外国からの研修員の受入れが困難でしたが、eラーニングやオンライン視察も取り入れるなど、オンラインを活用し、できる限り研修を実施しました。その結果、前年度に実施できなかった「国際税務行政（一般）」、「国際税務行政（上級）」及び「アジア国際課税」の研修も実施し、参加国・人数が令和2年度の8国・24名から40国・180名と大幅に増加しました。</p> <p>一方で、研修受講者の意見を見ると、日本現地の視察を含む対面での研修を望む声もあり、技術協力の満足度は対前年比2.2ポイント減少（93.3%）し、目標値（95%）を僅差で下回りました。</p> <p>目標達成には至らなかったものの、外国からの研修員の日本への受入れが困難となったのは新型コロナウイルス感染症の影響というやむを得ない事情によるものであること、また、国境をまたぐ人の往来が困難な状況においても、各國税務当局との関係強化やそれら諸国の投資環境改善のため、オンラインを積極的に活用するなどし、開発途上国に対する技術協力に取り組んだことなどを総合的に勘案して、達成度は「○」としました。</p>

(注) 1 上記の判定は、評価マニュアルの「やむを得ない事情による外観上の未達成の場合には、○とした上で事情を説明する方法も認められる。」との規定によっています。

2 「判定理由等」欄の記載は、評価書の「目標の達成度の判定理由」欄の記載を引用しています。

(参考1)目標達成度以外の要素を勘案して評価した測定指標の判定理由等 ⑤

目標	測定指標	目標	実績	判定	判定理由等
【実(大)2】酒類業の健全な発達の促進	[主] [実2-1-A-1] 日本産酒類の輸出促進のための新規販路の開拓支援 ① ターゲット国・地域（以下「国等」という。）で実施される展示会等への出展等支援 ② 輸出促進コンソーシアムによるマッチング支援	①-1 ターゲット国等のうち展示会等で商談機会を提供した国等の割合 90% ①-2 ターゲット国等において展示会等に参加した酒類事業者数 延べ400者以上 ② 輸出促進コンソーシアムで開催する酒類事業者向けセミナーに参加した酒類事業者数 延べ500者以上	①-1 84.6% ①-2 435者 ② 1,049者	○	<p>「①-1 ターゲット国・地域のうち展示会等で商談機会を提供した国・地域の割合」（商談機会提供国割合）については、新型コロナウイルス感染症の影響により出展を予定していた香港の展示会が主催者判断で中止（令和4年度に実施予定）となつたため、延べ11か国・地域での開催となり、商談機会提供国割合は84.6%となりました。目標値である90%を下回りましたが、コロナ禍により酒類事業者の現地渡航が困難な状況を踏まえ、現地販売代理店など代理人を通じての商談会の参加を可としました。また、酒類輸出コーディネーターと連携して、現地市場にマッチした商談テーマを設定するなど、創意工夫をして商談機会の提供を行いました。</p> <p>「①-2 展示会等に参加した事業者数」については、目標値が400者以上であったところ、435者の参加があり、目標値の約110%となりました。</p> <p>「② 輸出促進コンソーシアムで開催する酒類事業者向けセミナーに参加した酒類事業者数」については、目標値が500者以上のところ、その200%超となる1,049者の参加があり、目標値を大幅に上回りました。</p> <p>上記のとおり、①-1の商談機会提供国割合については目標達成に至らなかつたものの、その要因は新型コロナウイルス感染症の影響というやむを得ない事情によるものであり、他の2つの目標の実績値は目標値の約110 %及び200%超を達成しました。また、こうした状況においてもオンライン商談会を効果的に活用するなど、日本産酒類の輸出促進に向けた各種施策に取り組み、結果として日本産酒類の輸出金額も1,147億円（対前年比61.4%増）となり、10年連続で過去最高を記録したことなどを総合的に勘案し、達成度は「○」としました。</p>

(注) 1 上記の判定は、評価マニュアルの「やむを得ない事情による外観上の未達成の場合には、○とした上で事情を説明する方法も認められる。」との規定によっています。

2 「判定理由等」欄の記載は、評価書の「目標の達成度の判定理由」欄の記載を引用しています。

(参考1) 目標達成度以外の要素を勘案して評価した測定指標の判定理由等 ⑥

目標	測定指標	目標	実績	判定	判定理由等
【実(大)2】酒類業の健全な発達の促進	<p>[主] [実2-1-A-2] 日本産酒類の輸出促進のための中長期観点からの支援 (取組内容) ① 国際的プロモーション -1 海外酒類専門家の招へい等 -2 海外におけるプロモーションイベント ② 日本産酒類のブランド化の推進 -1 ブランド化推進に係る取組を支援 -2 酒類の地理的表示(GI)の指定等に向けた事業者からの相談への対応や説明会等の実施 ③ 酒蔵ツーリズムの推進 -1 酒蔵ツーリズム推進に係る取組を支援 </p>	主な取組類型の実施割合 100%	80%	○	<p>「①-1 海外酒類専門家の招へい等」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、国境をまたぐ移動が制限される中、入国規制が緩和された令和4年1月から3月に実施を試みたものの、再度規制が強化されたことから実施を延期し、翌年度の5月末から6月にかけて実施しました。</p> <p>「①-2 海外におけるプロモーションイベント」については、ondonのジャパン・ハウスと連携し、「酒蔵ツーリズム」と「日本の四季」に関連させたプロモーションを実施しました。また、台湾において東日本大震災からの復興をテーマとする「日台之心聖誕音樂會市集」に国税庁ブースを出展し、日本酒のプロモーションを実施しました。</p> <p>「②-1 ブランド化推進に係る取組を支援」については、事業者による海外向けのブランド化の取組として4件のモデル事例構築を支援したほか、日本産酒類海外展開支援事業として91件の事業に対し補助金の交付決定を行い、ブランド化推進に係る取組を支援しました。</p> <p>「②-2 酒類の地理的表示(GI)の指定等に向けた事業者からの相談への対応や説明会等の実施」については、令和3事務年度では、GIの新規指定を検討している地域からの相談に丁寧に対応し、その結果、2件のGIの指定を行いました。</p> <p>「③-1 酒蔵ツーリズム推進に係る取組を支援」については、酒蔵ツーリズムを通じた地域活性化等のインバウンド効果や輸出促進につながる取組として6件のモデル事例構築を支援したほか、日本産酒類海外展開支援事業として18件の事業に対し補助金の交付決定を行い、酒蔵ツーリズム推進に係る取組を支援しました。</p> <p>上記のとおり、「①-1 海外専門家の招へい等」については、新型コロナウイルス感染症の影響というやむを得ない事情により国境をまたぐ移動が制限され令和3年度中の事業実施ができなかった結果、主要な取組類型の実施割合は80%となり目標値を下回ったものの、当該事業については、実施可能となった令和4年5月末から6月に実施したこと、また、コロナ禍の現状において実施可能な事業を、オンラインを活用するなど創意工夫しながら実施し、日本産酒類の輸出促進の中長期的観点からの支援に取り組んだことなどを総合的に勘案し、達成度は「○」としました。</p>

(注) 1 上記の判定は、評価マニュアルの「やむを得ない事情による外観上の未達成の場合には、○とした上で事情を説明する方法も認められる。」との規定によっています。

2 「判定理由等」欄の記載は、評価書の「目標の達成度の判定理由」欄の記載を引用しています。15

(参考2) 適切な理由を付して評定を行った事項（業績目標1-2-1）

目標	評定	施策	評定	評定理由等
【業1-2-1】 オンラインによる税務手続の推進	A	[業1-2-1-1] オンライン申告の推進	b	5つの施策のうち、4つについての評定は「s 目標達成」又は「a 相当程度進展あり」でしたが、残る1つの施策「オンライン申告の推進」については、4つの主要な測定指標のうち2つの達成度が「×」であったことから、評定は「b 進展が大きくない」としました。
		[業1-2-1-2] マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組	s	この「b 進展が大きくない」となった施策は、各税目等に係るe-Taxの利用状況や利用満足度のほか、「国税庁ホームページ『確定申告書等作成コーナー』の利用満足度」を測定指標としています。これらの測定指標については、上記のとおり目標を達成できなかったものもありますが、e-Taxの利用状況をはじめとする全ての指標において、利用率や満足度は前年より上昇しています。
		[業1-2-1-3] 利用者目線に立った情報提供	a	また、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指して様々な取組を実施した結果、令和3年分については、自宅から納税者ご自身によりe-Taxで申告書を提出した方が令和2年分の約1.4倍となり税務署の確定申告会場で所得税等の申告書を作成・提出した方の数を初めて上回ったほか、自宅からスマートを使ってe-Taxで申告した方が令和2年分から約1.5倍に増加しました。
		[業1-2-1-4] キャッシュレス納付の推進	s	さらに、他の重要性の高い4つの施策の評定は、その全ての主要な測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」又は「a 相当程度進展あり」としています。
		[業1-2-1-5] 申請・届出等の合理化・デジタル化	a	以上を総合的に勘案し、当該業績目標の評定は「A 相当程度進展あり」としました。

(注) 上記の判定は、「『b』とされた施策が一部にとどまり、かつ他の施策の重要性が高いような場合には、適切な理由を付した上で、『A』とすることができる。」との評価マニュアルの規定によっています。

(参考3) 令和3事務年度 デジタル化に関する主な取組 ①(詳細は評価書に記載) ～あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指して～

I 納税者サービス等の充実

[オンライン申告の推進]

- スマホのカメラ機能を利用した、給与所得の源泉徴収票の自動入力機能の追加
- 2次元バーコード認証により、ICカードリーダライタを使わずにスマホでマイナンバーカードを読み取りe-Tax送信を可能とする機能追加
- 相続税申告において、添付書類イメージデータを光ディスク等で提出可能とする機能追加
- スマホ専用画面の対象に、特定口座年間取引報告書（上場株式等の譲渡所得等・配当所得等）などを追加
- LINEアプリ利用者のうち国税庁公式アカウントの友だち登録者に対して、e-Taxを利用した自宅からの申告を勧奨するメッセージの送信

[マイナンバー制度の普及・定着]

- 申告に必要な控除証明書等のデータを一括取得し申告書の該当項目に自動入力する、マイナポータル連携機能の対象に、寄付金受領証明書等(ふるさと納税)、医療費通知情報及び地震保険料控除証明書を追加
- マイナンバーカードを使ってパソコン・スマホから所得税申告書等の閲覧申請を可能とする「申告書等情報取得サービス」を導入

[利用者目線に立った情報提供、申請・届出の合理化等]

- 国税庁ホームページにおいて税に関する情報の提供を行う「タックスアンサー」の検索方法の追加及び改修
- 質問に対する回答をオンライン上で行う「チャットボット」の相談対象について、所得税の確定申告や年末調整に関する相談内容を拡充したほか、インボイス制度に関する相談を開始
- これまでの電子納税証明書(XML形式)に加え、偽造防止加工(QRコード等)を施すことで、自宅等で書面出力しても有効な電子納税証明書(PDF形式)を発行開始

(参考3) 令和3事務年度 デジタル化に関する主な取組 ② (詳細は評価書に記載) ～ あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指して～

II 業務の効率化・高度化

- 金融機関との預貯金等の照会・回答業務のオンライン化を開始
- 税務調査等で必要な資料について、納税者がe-Tax を利用してオンラインで提出できる仕組みを整備
- 共有フォルダへのアクセスや電子メールの送受信ができる事務用モバイルパソコンの配備開始
- 申告事績や資料情報等の各種データの分析等を活用した納税者管理の精緻化や事案選定

III その他、新型コロナウイルス感染症対応として次の取組を実施

- 研修（職員向け、開発途上国向け、酒類業者向け）、説明会（軽減税率・インボイス制度等）、国際会議・外国税務当局との相互協議、講演会（関係民間団体、大学生向け）などのオンラインによる実施
- 国税局調査部（課）にて、納税者の理解と協力の下、納税者のWeb会議システム等を活用した調査の実施
- 日本産酒類の輸出促進のため海外バイヤーと「オンライン商談会」を実施
- 税務大学校で初のオンライン公開講座を開催